

広報 みなみおぐに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111

印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

町の人口

12月末現在

総人口 5,758人

男 2,741人

女 3,017人

世帯数 1,361人

No. 135

2月号 / 50

昭和50年お年玉年賀はがき当選番号

1等	各組共通	699855 674166 225224
2等	A組 各組共通 下5ケタ	27707
	A組	22800
3等	下3ケタ	683 023
4等	下2ケタ	80 48 39

地震による災害 路面亀裂

県道 竹田～小国線
瀬ノ本～黒川間 路面亀裂

財政事情について

(第3四半期分)

地方自治法(昭和二十三年法律第六十七号)第二四三条の第一項並びに南小国町「財政事情の公表」に関する条例(昭和三十九年南小国町条例等三十一号)に基づき、南小国町財政事情を公表する。



消防団の機動力充実を計る
各分団に配車される小型ポンプ積載車

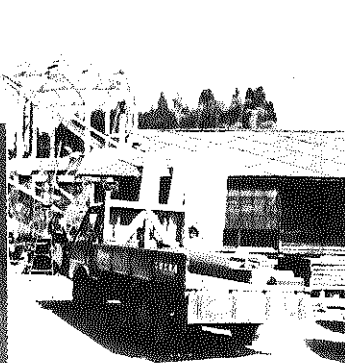
昭和49年度 一般会計予算補正並びに収入状況

(単位:千円)

区 分 款 別	当 初 予 算		補正第1号	補正第2号	補正第3号	補正第4号	補正第5号	補正第6号	昭和49年9月30日 現在予算額	昭和49年9月30日 現在執行額	備 考
	金 額	総額に 対する 割 合	昭和49年 6月11日 町議会議決	昭和49年 7月22日 町議会議決	昭和49年 8月5日 専 決	昭和49年 8月27日 専 決	昭和49年 9月12日 議 決	昭和49年 9月30日 議 決	金 額	総額に 対する 割 合	
町 税	60,344	11.8	1,000				21		61,365	8.9	
地 方 譲 与 税	4,500	0.9							4,500	0.6	
自動車取得税交付金	4,500	0.9							4,500	0.6	
地 方 交 付 税	265,244	51.8	22,044		335				287,623	41.6	
交通安全対策特別交付金	—										
分担金及び負担金	2,469	0.5	1,940		2,355	969	150		7,883	1.1	
使用料及び手数料	6,455	1.3					200		6,655	1.0	
国 庫 支 出 金	32,944	6.3	10,674	105			9,005		52,728	7.7	
県 支 出 金	12,755	2.5	42,913		4,030		108	836	60,642	8.8	
財 産 収 入	53,774	10.5		125			900		54,799	7.9	
寄 附 金	710	0.1					4,242		4,952	0.7	
繰 入 金	30,000	5.9				6,600	8,065	4,167	48,832	7.1	
繰 越 金	4,000	0.8	17,402	11,506			7,939		40,847	5.9	
諸 収 入	7,180	1.4							7,180	1.0	
町 債	27,101	5.3	9,700				12,300		49,101	7.1	
才 入 合 計	511,976	100.0	105,673	11,736	6,720	7,569	42,930	5,003	691,607	100.0	



社会福祉関係で大幅な伸び 老人、O才児医療の無料化



積載車配置による車庫建設

昭和49年度 一般会計予算補正並びに支出状況

(単位：千円)

区 分 款 別	当 初 予 算		補正第1号	補正第2号	補正第3号	補正第4号	補正第5号	補正第6号	昭和49年9月30日 現 在 予 算		昭和49年9月30日 決 算		備 考
	金 額	総額に 対する 割合	昭和49年 6月11日 町議会議決	昭和49年 7月22日 町議会議決	昭和49年 8月5日 専 決	昭和49年 8月27日 専 決	昭和49年 9月12日 議 決	昭和49年 9月30日 議 決	金 額	総額に 対する 割合	支出済額	予算に 対する 割合	
歳 会 費	14,327	2.8	300						14,627	2.1	5,744	39.3	
総 務 費	134,807	26.3	12,263	9,937			335	3,562	160,904	23.3	56,755	35.3	
民 生 費	57,467	11.2	616	100			36		58,221	8.4	23,630	40.6	
衛 生 費	14,347	2.8							14,347	2.1	3,365	23.5	
労 働 費	—												
農 林 水 産 業 費	32,810	6.4	68,520		6,720		451		108,501	15.7	14,623	13.5	
商 工 費	6,474	1.3	1,900	70			500	800	9,744	1.4	4,621	47.4	
土 木 費	86,924	17.0	17,925				2,898		107,747	15.6	17,643	16.4	
消 防 費	21,880	4.3	2,531	1,279			6,480		32,170	4.7	12,169	37.8	
教 育 費	73,668	14.4	1,618	350			31,590	641	107,867	15.6	32,329	30.0	
災 害 復 旧 費	4,335	0.8				7,569	640		12,544	1.8	2,682	21.4	
公 債 費	44,635	8.7							44,635	6.4	20,362	45.6	
諸 支 出 金	300	0.1							300	0.0	150	50.0	
予 備 費	20,000	3.9							20,000	2.9			
才 出 合 計	511,976	100.0	105,673	11,736	6,720	7,569	42,930	5,003	691,607	100.0	194,073	28.1	

昭和49年度 町税収入状況調

(昭和49年9月30日現在) 単位: 円

税 目	予 算 額(A)	調 定 額(B)	収 入 額(C)	未 収 入 額	徴 収 率
町 民 税	11,491,000	17,969,603	13,250,440	4,719,163	73.7
固 定 資 産 税	24,189,000	16,829,640	16,264,867	564,773	96.6
軽 自 動 車 税	1,936,000	1,959,200	1,902,870	56,330	97.1
た ば こ 消 費 税	8,437,000	3,224,670	3,224,670	0	100
電 気 税	2,610,000	1,649,177	1,649,177	0	100
木 材 引 取 税	8,200,000	6,089,457	4,779,778	1,309,679	78.5
入 場 税	2,801,000	1,324,600	1,324,600	0	100
土 地 保 有 税	1,701,000	2,152,660	2,152,660	0	100
合 計	61,365,000	51,199,007	44,549,062	6,649,945	87.0
国 民 健 康 保 険 税	36,877,000	15,480,162	13,894,090	1,586,072	89.75
総 計	98,242,000	66,679,169	58,443,152	8,236,017	87.6

町民の税負担状況調

(単位: 円)

年 度	普 通 税 調 定 額	人 口	町 税 負 担 額	増 加 率
46	56,841,595	6,086	9,340	8.9
47	62,262,615	5,981	10,410	11.5
48	70,630,989	5,741	12,303	18.2
49	51,199,007	5,729	8,937	—

(注) 昭和49年度の調定額及び人口並びに税負担額は6月30日現在の数字である。

町 債 現 在 高

(単位: 千円)

町債の目的別	起債金額	昭和48年度末現在高	49年度元利償還金			差引未償還額	昭和49年度起債額(9月30日まで借入額)
			元 金	利 子	計		
水田取得事業債	3,400,000	2,720,000	680,000	190,400	870,400	2,040,000	
一般公共事業債	16,500,000	16,500,000	1,197,908	1,047,953	2,245,861	15,302,092	
公営住宅建設事業債	12,800,000	10,648,331	396,822	684,938	1,081,760	10,251,509	
一般単独事業債	78,600,000	54,786,701	6,847,299	3,732,092	10,579,391	47,939,402	
義務教育施設整備事業債	34,700,000	30,576,095	795,510	1,941,032	2,736,542	29,780,585	
災害復旧事業債(補)	8,800,000	7,162,110	772,978	441,490	1,214,468	6,389,132	
災害復旧事業債(単)	8,300,000	4,214,457	1,329,714	263,787	1,593,501	2,884,743	
辺地対策事業債	63,900,000	45,815,214	5,791,984	2,816,419	8,608,403	40,023,230	
過疎対策事業債	87,900,000	84,126,358	2,810,839	5,052,458	7,863,297	81,315,519	
公有林整備事業債	8,900,000	8,900,000		386,500	386,500	8,900,000	
市町村民税臨時増徴補てん債	900,000	145,368	115,741	6,619	122,360	29,627	
特別地方債	11,800,000	10,667,210	589,639	653,646	1,243,285	10,077,571	
特定地域振興資金	7,000,000	5,706,589	917,889	313,861	1,231,750	4,788,700	
小 計	343,500,000	281,968,433	22,246,323	17,531,195	39,777,518	259,959,610	
簡易水道事業債	44,700,000	35,127,412	1,499,878	2,242,324	3,742,202	33,627,534	
合 計	388,200,000	317,095,845	23,746,201	19,773,519	43,519,720	293,587,144	

1. 土地・建物

区 分	土 地	建 物 延 面 積		
		木 造	非木造	計
本 庁 舎	4,111		1,372	1,372
警察(消防)施設	1,559	429		429
その他の施設				
学 校	57,437	9,258	5,617	14,875
公 営 住 宅	21,194	3,184	655	3,839
公 園	16,025		9	9
その他の施設	5,541	1,221	56	1,277
山 林	1,931,765			
原 野	19,537,828			
水 道 用 地	817			
宅 地	4,495			
田	11,497			
畑	13,058			
斧 隠 牧 場		181		181
老人憩の家		133	72	205
雑 種 地	128			
合 計	21,605,455	14,406	7,781	22,187

2. 有価証券・積立金の状況 (単位:千円)

区 分	金 額	備 考
有 価 証 券	5,479	九電株券1173 阿蘇開発50 森林組合株券2400 電信電話 割引債券1840 熊本県土地改 良公社株券10 南小国町農業 協同組合 6
積 立 金	2,861	基本財産積立金 2,861,218
財政調整基金	52,527	
土地開発基金	11,935	
合 計	72,802	

3. 町有林の状況 (単位:ha)

面積総計	区 分			備 考
	直営林	学校林	部分林	
700	232	70	398	

国民健康保険特別会計経理状況

(昭和49年9月30日現在) 単位:円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 現 額	収 入 累 計	科 目	予 算 現 額	支 出 累 計 額
保 險 税	36,877	13,894	総 務 費	7,098	3,409
使用料及び手数料	10	3	療 養 給 付 費	102,861	39,737
国 庫 支 出 金	71,660	29,786	療 養 費	291	158
県 支 出 金	10		諸 審 査 支 払 手 数 料	473	211
繰 入 金	1		費 小 計	103,625	40,106
基 金 繰 入 金	1		その他保険給付費	5,461	1,873
他 会 計 繰 入 金	0		計	109,086	41,979
繰 越 金	10,179	10,179	保 健 施 設 費	792	282
諸 収 入	286	1	公 債 費	1	
			諸 支 出 金	12	
			予 備 費	2,034	
歳 入 合 計	119,023	53,863	歳 出 合 計	119,023	45,670

簡易水道特別会計経理状況

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 現 額	収 入 累 計 額	科 目	予 算 現 額	支 出 累 計 額
簡 易 水 道 収 入	7,529	4,733	簡 易 水 道 費	3,373	1,096
分 担 金 及 び 負 担 金	20	18	簡 易 水 道 布 設 費	16,149	775
繰 入 金	4,949		公 債 費	4,191	1,302
町 債	11,300		予 備 費	85	
歳 入 合 計	23,798	4,751	歳 出 合 計	23,798	3,173

農業共済事業特別会計経理状況

(49年9月30日現在)

歳 入		歳 出	
款 項	予 算 額	款 項	予 算 額
農作物共済勘定	14,130,000円	農作物共済勘定	14,130,000円
蚕繭共済勘定	1,014,000	蚕繭共済勘定	1,014,000
家畜共済勘定	5,575,000	家畜共済勘定	5,575,000
業務勘定	6,500,000	業務勘定	6,500,000
歳入合計	27,219,000	歳出合計	27,219,000
			4,053,395

共同募金、歳末たすけあい

募金ありがとうございました



・三五）共同募金自主目標額七三
二八〇円、歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金

部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額
田中、千光寺	2,100	矢津田上	2,200	和 田	1,900	里 組	4,000	黒 川	6,100
竹の熊	2,600	〃 下	1,600	瓜 上	3,000	志 津	7,670	田 の 原	4,650
新 町	2,600	杉 田 上	2,400	米 山	1,000	厩 立	2,600	長 迫	1,400
上 町 1	2,100	〃 下	1,400	落見、蘭の本	2,000	立 岩	1,000	鬼 淵	800
〃 2	2,200	杉田住宅	4,200	下 中 原	1,000	小 原	1,800	陣 内	1,600
〃 3	1,500	鬼 山	1,300	滝 口	1,000	星 和	2,100	波居原下	1,000
本 町	2,600	陳 山	1,300	樋 の 下	1,000	永 山	500	高 花	1,000
下 町	3,000	馬 場 上	2,000	中 湯 田	1,500	吉 原	2,750	窓口募金	942
赤 馬 場	2,600	〃 下	2,000	湯 田 下	1,500	小 田	1,000	北里千茂	
脇 戸	2,000	黄 川	1,100	〃 上	1,910	白 川	1,500	計	101,022

共 同 募 金

部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額	部 落	金 額
田 中	1,000	本 馬 場	300	古 賀	1,000	田 原	4,700	波居原下	1,200
千 光	1,500	馬 場 上	1,500	矢 田	1,550	高 花	1,100	瀬 の 本	700
竹 熊	2,800	黒 森	1,300	中 湯	1,700	長 迫	1,300	瀬 原	400
新 町 1	1,300	戸 無	1,500	中 田	1,900	鬼 淵	1,000	小 原	300
〃 2	2,200	滝 ノ	600	志 賀	700	陣 内	1,700		
〃 3	2,100	午 房	700	荒 倉	600	議員一同			9,000
上 町 1	2,500	草 村	600	元 荒	800	民生委員一同			3,600
〃 2	2,400	和 田	1,000	倉 木	500	酒屋百貨店			1,000
〃 3	1,500	上 下	1,000	手 形	850	小国林産組合			7,500
本 町 1	1,500	瓜 上	1,100	志 津	500	河津計助			20,000
〃 2	1,200	中 原	2,000	〃 中	2,400	南小国町森林組合			5,000
〃 3	2,000	米 山	1,450	志 童	2,500	肥後銀行小国支店			3,000
下 町 1	1,200	米 山 上	600	志 童	2,500	大谷山権藤シャロー			1,000
〃 2	1,700	米 山 上	1,100	志 童	600	斧隠牧場 井 星雄			1,000
〃 3	2,000	米 山 上	1,200	志 童	1,500	小国たばこ販売協同組合			1,000
赤 馬 場	2,000	米 山 上	1,200	志 童	1,210	黒川温泉旅館協同組合			2,000
脇 戸	1,600	米 山 上	1,300	志 童	1,500	南小国町商工振興協同組合			1,000
矢津田上	2,100	米 山 上	1,200	志 童	1,000	瀬の本館			1,000
〃 下	1,500	米 山 上	500	志 童	2,100	黒川温泉ホテル			1,000
中 杉 田	1,900	米 山 上	3,200	志 童	700	山彦旅館			2,000
〃 1	1,800	米 山 上	1,000	志 童	2,600	肥後相互小国支店			2,000
〃 2	900	米 山 上	1,800	志 童	1,200	南小国町農業協同組合			5,000
〃 3	800	米 山 上	1,700	志 童	2,700	南小国町役場職員一同			7,100
鬼 山	1,000	米 山 上	1,900	志 童	6,800				
布	300	米 山 上	1,800	志 童	200				

一〇一、〇二三円、社会福祉協議会からの支出金二三、九四八円、会計五四二、〇〇〇円。配分は町内生活保護世帯五〇世帯一〇〇、〇〇〇円、生活困窮世帯四三世帯二五八、〇〇〇円、施設及び長期入院者四六名一八四、〇〇〇円を歳末見舞金として皆様の善意による募金である旨を伝えて配分交付いたしました。まことにありがとうございました。ここに事業内容を報告し厚く御礼申し上げます。尚各部落よりいただきました共同募金並びに婦人会よりいただきました歳末たすけあい募金の内容は次のとおりであります。

昭和四十九年度共同募金については、町民皆様の御厚意により一九八、二八〇円の多額の寄附金をいただきました。早速熊本県共同募金会へ送金いたしました。又歳末たすけあい募金については、南小国町内婦人会の方々におねがい致しましたところ、一〇一、〇二三円の寄附金をいただきました。尚今日の物価高の折柄、町長のおはからいにより配分額を増額するよう町から三〇〇、〇〇〇円を支出していただきました。この皆々様からの御厚意による配分については次のようにいたします。

共同募金の還元金

円(目標額一五五、〇〇〇円×〇

緑のリボン賞に輝く

このほど満願寺（志津劇団）佐藤義磨を団長とする劇団仲間が昭和四十九年度熊日主催の今年一年間公共、その他社会のために一番



堀部安兵衛の“熱演”に老いも若きもうっとり……

貢献された人々に送られる賞に選ばれ、授けられたものであります。志津部落の劇団も永年に渡り、伝統を守り、時代の流れにも変ることなく、質素な住民の心に宿り芽ばえている姿は、現代と云う時点の中に何か貴重なものを感じ取ることができるような気がする。今後とも尚いつその輝かしい光を放ちてほしいものであります。

新春恒例を

迎える

出初式

去る一月六日、南中グラウンドにおいて、来賓多数出席の中に盛大に行なわれた。

この日は例年になく、暖かい、そう快な天候にめぐまれ、出動団員、団長以下二五六名と多数にのぼり、町長の激励の言葉の中で、機動力の充実にともないより一層の消防団任務の遂行を計られんことを接し望む等、これに引き続き阿蘇県事務所長より永年勤続十五人に表彰状が手渡された。

又、通常点検、分列行進と行なわれ消防自動車による、町内パレードと花を飾って式を終えた。

一方一昨年初任者研修を終えた団員による模範規律訓練の演技が行なわれ各団の規律、統制の向上に今後、ことあるたびにその実力を発揮することであろう。

児童手当の額が

改正されました

に御注意下さい。主な手続を記載しますと次のとおりです。

一、認定請求書

1. 義務教育終了前の子供が三人以上となった場合（三人目が出生した場合等）尚、受給者は親権者である無しを問いませんので、自分の子供でない場合も含まれます。但し一定の生計関係が必要で、又必ずしも同居の必要はありません。（就学者で転出して居ない場合も含む）

2. 他町村で受給していた人が南小国町で転入した場合

二、手当額改定請求書

現在受給中の方で、四人目以降の児童が生れた場合等

三、手当額改定届

手当額の算定基礎となる児童が減少した場合

四、氏名変更届

受給者が氏名を変更したとき、及支給要件児童が氏名を変更したとき

五、住所変更届

受給者が、町内において住所を変更した場合

六、受給事由消滅届

1 受給者が他市町村へ転出した場合
2 支給要件児童が十八才に達した
3 死亡した
4 監護しなくなった
5 生計関係が無くなった（住民課）

昭和49年度分の所得控除額

区 分	所得控除額
(1) 基礎控除額	232,500円
(2) 配偶者控除額	232,500円
(3) 扶養控除額	220,000円
	一般扶養親族
	たゞし配偶者がいない人の第1人目の扶養親族について
	225,000円
	老人扶養親族
	257,500円
(4) 障害者控除額	一般の障害者
	152,500円
	特別の障害者
	227,500円
(5) 老年者控除額	152,500円
(6) 専従者控除額	152,500円
(7) 勤労学生控除額	152,500円

本年も所得税の確定申告の時期となりました。申告と納税は二月十六日、三月十五日までです。所得税について、控除される所得控除については、二月月中旬に役場にて、説明会を行います。山林所得計算細書等については、各関係者へ、税務署より直接通知があります。一般の所得税についても三月初旬に、四十九年に所得のあった人は役場にて、税務署員及び役場職員が相談に応じますので、その時申告して下さい。

相談日に何かの都合で相談が出来なかった人はその後、各校下に役場税務課職員が、その時申告して下さい。

尚日程等については、日時がきまり次第、有線放送等でお知らせします。決められ日時に差支えのある方は、後日役場税務課にお出下さい。無申告の場合はいろいろと都合の悪い事が後

で出来たもので必ず申告して下さい。◎さて私達のもっと身近な税金といえば所得税があげられます。所得税には、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除など十四種類の所得控除が設けられており、年間の所得金額から所得控除を差し引いた残額に税金がかかるしくみになってをります。

配偶者控除額は妻についての控除といえますが、昭和四十九年度分では二万二千五百円となっています。ところで、この控除を受けることが出来る配偶者とは、所得がない人か、所役があつても次にあたる人です。

- ①所得の全部が、自分で働いて得た事業所得給与所得、退職所得、雑所得であれば、その合計額が二十万円以下の人。
- ②所得の全部が①以外の所得であれば、その合計額が十万円以下の人。
- ③所得の内訳が①と②の両方であるときは、①の所得金額の二分の一と②の所得金額との合計額が十万円以下の人。

④戦傷者特別援護法の規定による戦傷者手帳の交付を受けている人はいないが、すべて障害者控除が受けられる障害者とされていましたが、戦傷者特別援護法の一部改正に伴って、新たに傷病の程度が回恩給法施行令に規定する第三目症又は第四目症である者として記載された戦傷病者手帳の交付を受けることとなった人は、戦傷病者手帳の交付を受けていても、障害者控除が受けられる障害者には含まれないこととされました。

次に住民税の各種控除については役場に説明書をお手もとに届けます。所得税の確定申告をした人は住民税、保険税の申告は終わったものとなります。所得税の申告義務のない人は住民税又は保険税の申告のうしろ何か一つを申告しなければならぬわけですが、したがって、所得税、住民税、保険税の何れか一つはだれでも申告の必要あることとなります。

あなたの確定申告

税務課だより

この場合①に該当します。(年間百五十万円までの収入があつた人は三十五%最低控除額四十三万七千五百円を控除されます。)

◎事業に専従する配偶者の給与は必要経費になります。事業を営んでいる人と生計をいっしょにしている配偶者や十五歳以上の親族でもつばらその事業に従事している人を専従者といふ。これらの専従者である配偶者やその他の親族については、事業主が青色申告者であつて、その専従者に給与を支払う者である場合には、その給与があらからじめ税務署に提出した「青色専従者給

与に関する届出書」に記載された金額の範囲内で、しかも、その仕事の内容や従事する程度、収益の状況などからみて相当であるときは、給与の金額を必要経費とすることが出来ます。また、事業主が白色申告者である場合には、実際に給与を支払っているかどうかにかゝりなく、原則として、事業専従者一人あたり二十七万五千円を事業所得から控除することが出来ます。なお、専従者とした配偶者やその他の親族については、かきねて配偶者控除や扶養控除を受けることはできません。専従者とするか、配偶者控除や扶養控

◎生命保険料控除額は次の通り

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
25,000円までの場合	支払った保険料の全額
25,000円～35万円までの場合	(支払った保険料の金額の合計額)の半額に12,500円を加えた額
50,000円～30万円までの場合	(支払った保険料の金額の合計額)の4分の1に25,000円を加えた額
100,000円を超える場合	一律に5万円

◎損害保険料控除額は次の通り

区 分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額
支払った保険料の区 分	1万円までの場合	支払った保険料の全額
	1万円を超え2万円の場合	(支払った保険料の金額の合計額)の半額に5,000円を加えた額
	3万円を超える場合	一律に15,000円
支払った損害保険料が短期損害保険料だけの場合	2,000円までの場合	支払った保険料の全額
	2,000円～4,000円までの場合	(支払った保険料の金額の合計額)の2分の1に1,000円を加えた額
	4,000円を超える場合	一律に3,000円
支払った損害保険料が長期損害保険料と短期損害保険料との両方である場合	(イ)長期損害保険料について①により求めた額と(ロ)短期損害保険料について②により求めた額の合計額が15,000円までの場合	その合計額の全額
		一律に15,000円